



# 年金の引き下げは許さない

## 審査請求の顛末とマクロ経済スライド改悪について

商工中金懇話会事務局長 尾藤 憲和

### 1. 再審査請求を行う

2月23日に当ホームページにアップしていただいた「年金引き下げに対して抗議し審査請求」の続編です。平成25年10月から始まる「特例水準」解消を理由とする2.5%の公的年金減額は不当として、東北・関東信越・東海・近畿・中国四国・九州の6厚生局の社会保険審査官に対して審査請求を行いました。すべての厚生局から「審査請求を却下するという」決定書が送られてきました。却下理由は、「本件処分は法令に則って年金額を改定したものであり、適法かつ妥当なものである。よって本件不服の理由は、原処分の違法性等を主張するものと解することができないから、本件審査請求は不適法であるから却下する」というものでした。

行政不服審査法は、たしかに審査請求が不適法な場合には却下すると定めていますが、明示されているのは審査請求が法定期間経過後に行われた時のみです。適法な処分ならば却下して良いとは、同法のどこにも書いてありません。私たちの主張は違法であるというものではなく、「今回の年金引き下げは適法な処分であるが、消費者物価の動向は法定制時と本件処分時とでは大きく相違しており、現時点での引き下げは不当だ」というものですから、厚生局の決定理由は的外れです。所定の審理をして判断を下すべきです。

このような理由を書いて、平成26年3月に社会保険審査会に再審査請求をしました。再審査請求書の文面は、厚生局毎に却下理由に少し違いがありましたので、厚生局毎に違ったものにして提出しました。

### 2. 画一的な裁決書

平成26年8月に入り、「再審査請求を棄却する」という裁決書が社会保険審査会から送られてきました。棄却理由は「原処分は、厚生労働大臣が本件法令に則って年金額を改定したものであり、もとより適法かつ妥当なものである。請求人が不服の理由として主張するところのものは、結局のところ、本件法令に対する不満をのべるものであって、原処分の違法性または不当性を主張するものと解することができない。」というものでした。

再審査請求が棄却されることは予想されたことですが、再審査請求書を厚生局毎に文面を変えてあったのに、再審査請求書をまったく読まなかったかのように、すべての裁決書の棄却理由がまったく同一の定型的な文言であったことには驚きました。厚生局の対応は、近畿厚生局のように問答無用で「審査請求を却下する」という決定書を送付してきた局もありましたが、私たちの審査請求書を一応読んだと思われる内容の決定書でした。そうい

う意味では、どのような理由で棄却するのかという期待はありましたが、まったく裏切られました。おそらく、すべての再審査請求に対しすべて同一の裁決書で対応しているものと思われま

す。審査請求は、「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによって、簡易迅速な手続きによる国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」という行政不服審査法の定めによっています。このように同法は、適法な処分であっても不当な処分については審査請求を認めているのです。私たちの再審査請求の理由は「物価スライド特例分の解消については物価上昇時に行い、年金額の引き下げは回避するはずであった。政府の経済政策により物価がまさに上昇しようとする直前に、年金額を引き下げる改定は行われるべきではない。」というものでしたが、なぜ不当でないのかという理由はまったく書かれていませんでした。

この先には、行政訴訟で争うという道もありますが、私たちは不十分な闘いではあったが、問題提起にはなったと考え、これで闘いを終結することにしました。

### 3．特例水準解消の動向

特例水準解消は、平成25年10月の公的年金受給額1%引き下げに続き、平成26年の4月にも1%の引き下げが行われる予定でしたが、私たちが審査請求の中で主張したように、平成25年の消費者物価の上昇が+0.4%、平成26年度の名目手取り賃金変動率が+0.3%であったため、特例水準解消1%-0.3%=0.7%の年金額引下げにとどまりました。平成27年4月に最後の特例水準引き下げが0.5%予定されていますが、物価上昇もあり特例水準引き下げを理由とする年金額の引き下げはないものと思われま

### 4．毎年の年金金額の決め方・マクロ経済スライド

公的年金の年金額は物価と賃金の変動に合わせて増減するのが原則です。くわしく言いますと、物価と賃金が両方上がった場合は、低い方の変動率分だけ、年金額は引き上げられます。今年度の場合物価は対前年比で0.4%上昇、賃金は対前年比で0.3%の上昇でしたので、本来ならば0.3%年金額は引き上げられるはずでした。（特例水準の引き下げ1%があったため、実際の年金額は1-0.3=0.7%の引き下げとなった）

物価が下がった場合には、その分年金額は引き下げられます。また、物価は上がったが賃金が下がった場合には、年金額は前年と同額になります。

この物価・賃金の変動は、物価については消費者物価指数が、賃金については名目賃金変動率が使用されます。消費者物価指数はおなじみの指数ですが、名目賃金変動率は厚生年金等加入者の賃金等の変動を基に算出される特殊な指数です。

物価と賃金が両方あがる場合でも、だいたい賃金のあがる割合の方が低いので、通常は賃金の上昇分だけ年金額が引き上げられますが、2004年の年金制度改革で、2005年度から年金財政が安定するまでの間はその原則を凍結し、年金の伸び率を、賃金（物価）の伸びから少子高齢化による財政悪化分を差し引いた数値にするというマクロ経済スライドという制度が導入されました。厚労省は財政悪化分を1.1%と試算していますから、仮に今年、賃金（物価）が2%あがったとしても、年金の伸び率は、賃金の伸び率2%から少

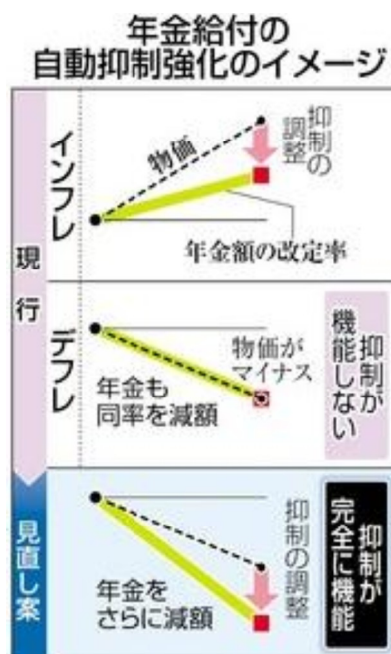
子高齢化による年金財政悪化分1.1%を差し引いた0.9%増となる計算です。

### 5. 実質的な年金引き下げを図る公的年金改悪案

今までの年金額についての考え方は、実質的な年金額は引き下げないというものでした。この大原則を壊そうというのが、現在検討されている改悪案です。すでにマクロ経済スライドは導入されていますが、消費者物価や賃金水準が上がった場合には、減額調整は行いが、下がった場合には減額調整はしないというものです。これを、物価や賃金下がった場合にも適用する。つまり、実質的な年金引き下げをしようとする改悪です。

2014年10月16日付東京新聞朝刊は右の図を示して、「厚生労働省の社会保障審議会年金部会は15日、年金給付水準を自動的に抑制する仕組みを強化する厚労省案を大筋で了承した。現行ルールでは物価が上昇した時にしか抑制できないが、物価が下がる場合でも抑えることができるようにする。厚労省は年末に議論をまとめる方針だが、物価の下落率以上に年金が減額される可能性があり、高齢者からは反発も予想される。

自動抑制の仕組みは2004年の制度改革で導入された。この改革では、給付する財源が足りなくなれば現役世代から集める保険料を上げる考え方から、保険料上限を決めて、得られる収入の中で給付をやりくりする考え方へ変わった。給付を抑えるために物価上昇時に抑制する仕組みが導入された。しかし、物価下落が続いたため、この仕組みが適用されたことがなく、年金水準は想定より高くなっている。厚労省は抑制が進まない分だけ、将来世代の年金が減ることになるとして、物価下落時の抑制を課題としている。15日の部会では賛成意見が相次いだ。年金額が少ない人への配慮を求める意見も出た。」と報じています。



### 6. 年金を守る運動を

私たち商工中金懇話会は確定給付企業年金と呼ばれる企業年金を守る活動を続けてきました。年金は公的年金でも企業年金でも、老後の生活を守る唯一の手段です。ですから、一度確定した年金額を減額することは厳しく制限されています。確定給付企業年金の場合、年金資産運用に失敗する等して損失を出した場合には、原則として母体企業がその損失を補填しなければなりません。

一方公的年金の場合はどうでしょうか、厚生年金の資産を極めて安い価格で売却する等して大きな損失を出しても誰も責任を取ろうとしませんでした。少子化という政治の失敗によって年金財政が悪化しても、税金の投入をしようとはしていません。かえって年金資産を株価の安定化のために利用しようとしています。その結果巨額の損失が生じた場合、政府は責任を取るのでしょいか。

企業年金を守る活動を企業に対して行っていくのと同じように、公的年金を守る活動を政府に対しても取り組んで行く必要があると思います。